

## 議　事　概　要

### ◎ 正副常任委員長会議の結果について

#### 1 審査日程

9月定例会（前半）

- ・一般審査（1日目）：10月14日（金）
- ・一般審査（2日目）：10月18日（火）
- ・知事質問を行う場合：10月20日（木）

決算審査

- ・委員協議会 : 10月31日（月）
- ・一般審査 : 11月11日（金）
- ・知事質問を行う場合 : 11月17日（木）

・今定例会（前半）の委員会審査は10月24日までに終了するよう要請があり、円滑な委員会運営に格段の協力を要請。

#### 2 決算審査

[資料1 「委員会の質疑・質問等に関する申合せ事項（抜粋）」参照]

- ・今年度の決算審査は、9月21日の議会運営委員会において、令和元年度と同様、決算関連議案に対する質疑に限定して実施することが決定。
- ・「委員会の質疑・質問等に関する申合せ事項」の「2 決算審査に係る特例」に基づき、決算審査を実施。

#### 3 新型コロナウイルス感染症への対応

[資料2 「令和4年9月定例会（前半）における新型コロナウイルス感染症への対応について」参照]

- ・新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止を図るため、手指の消毒及びマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底を依頼。

#### 4 委員会における会議資料のペーパーレス化

[資料3 「議会における会議資料のペーパーレス化について」参照]

- ・9月21日の議会運営委員会において、議会における会議資料は、原則、ペーパーレス化することが決定され、今定例会において試行実施。
- ・委員協議会では、決算関係資料など「府議会情報共有サイト」に掲載することで、すでに一部の資料をペーパーレス化。今後の委員会、代表者会議も、原則ペーパーレスにより実施。
- ・質問時に使用する資料についても、ペーパーレス化の対象。
- ・「府議会情報共有サイト」に掲載する資料を除き、理事者配席などの委員会資料は、原則、開会の40分前に、事務局から所属委員あてにメールを送付。

## 議　事　概　要

### ◎ 委員会運営について

#### 1 本委員会の付託案件

[資料4 「令和4年9月定例会 健康福祉常任委員会 付託案件一覧表」参照]

- ・本委員会に付託された議案は、記載のとおり。

#### 2 質問時間（各会派の質問持ち時間）

維新：5時間

公明：2時間

自民：1時間

共産：1時間

民主：1時間

#### 3 質問通告者及び質問順位

[資料5 「令和4年9月定例会 健康福祉常任委員会 質問通告者一覧」参照]

- ・資料5のとおりで、各会派了承。
- ・知事質問を要求する場合は、必ず、一般審査の質問時に質問項目を明確にし、口頭で通告するよう要請。
- ・委員の質問終了の際、知事質問について確認。

#### 4 委員会の進め方

- ・本日の質問者は山田委員までの5人、2日目は魚森委員からの5人としてることで、各会派了承。
- ・2日目の委員会は、10月18日（火）午前10時から開会。
- ・休憩は2時間を基本に、状況に応じて柔軟に対応。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、理事者の席数が限定されており、質問者ごとに理事者が入れ替わることがあるため、入れ替えが完了した時点で質問者を指名。

#### 5 次回の代表者会議

- ・10月18日の一般審査終了後に代表者会議を開会し、知事質問通告者等の確認と今後の委員会の進め方を協議。
- ・知事質問の通告者が複数人いる会派は、知事質問の質問順位や質問項目の集約などを会派内で調整するよう要請。

#### 6 その他

- 民主より、予算はないが、委員会で児童相談所の一時保護所の視察を希望する申し出があり、各会派に意向聴取。

[各会派の意向]

- ・維新：参加者を募り、各委員が自由参加の方法であれば賛成。
- ・公明：委員会単位としてではなく、参加者を募り、個人として行くのは可能と考えるが、一時保護施設はセンシティブな場所であり、担当部局が視察の受入れを可能とするならば、再度協議してはどうか。
- ・自民：公明と同じ。
- ・共産：参加者を募り、各委員が自由参加の方法であれば賛成。

[協議の結果]

- ・民主が、担当部局に対して一時保護施設の視察が可能か確認し可能であれば、再度協議。